

令和3年12月24日

高齢者施設等管理者様

東大阪市 福祉部長

新型コロナウイルスワクチンの6か月での前倒しによる追加接種(3回目)について

平素は本市の高齢福祉行政にご協力いただきまして、ありがとうございます。

さて新型コロナワクチンの追加接種(3回目)につきましては、「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」(令和3年12月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室 事務連絡)が発出され、高齢者施設入所者および従事者については、予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)附則第8条第1項の規定に基づき、2回目の接種から6か月経過した時点での接種が可能となりました。

各施設管理者におかれましては、高齢者施設入所者へのワクチン接種機会の確保の観点から、以下の点にご留意いただき、6か月での前倒しによる追加接種(3回目)を検討いただきますようお願いいたします。

## 1. 追加接種(3回目)の前倒しについて

新たな変異株の発生等の状況を踏まえ、高齢者施設入所者および従事者については2回目接種の完了から8か月以上の経過を待たずに、6か月以上経過した方から追加接種が可能となりました。

## 2. 接種券の取り扱い

追加接種にかかる接種券と予診票は2回目接種より8か月経過する時期を目安に順次発送予定です。

このため、6か月で前倒し接種を行う場合は、接種券が到達していないことから、接種医の請求事務が接種券到達後となります。まずは接種医に6か月での前倒し接種が可能であるかを相談してください。

また、接種対象者の接種日記録の確認は接種済証等により行い、2回目の接種日から6か月以上経過していることを確認したうえで接種してください。なお、6か月未満で接種を行った場合は事故報告を厚労省に提出する必要がありますのでご注意ください。

### 3. 追加接種が可能な日の確認について

前倒しの追加接種（3回目）が可能な日は2回目のワクチン接種後、6か月以上を経過した日とし、2回目の接種日が属する月に「プラス6か月」を足した日以降となります。

ただし、該当する日が存在しない場合は翌月の1日となります。

Ex) 2回目接種日7月31日→6か月後に該当する日が存在するため『1月31日』以降で追加接種

2回目接種日 8月30日→6か月後に該当する日が存在しない※1ため『3月1日』以降で追加接種

(※1) 2022年2月は2月28日まで

### 4. 追加接種に用いるワクチンについて

◇追加接種（3回目）に使用するワクチンは、1月末まではファイザー社ワクチンを使用します。2月以降につきましては、国のワクチン供給状況によりファイザー社ワクチンまたはモデルナ社ワクチンのいずれかを使用します。

(ファイザー社ワクチンを使用する場合)

◇1・2回目接種と同じく、生理食塩水で希釈した接種液0.3mlを接種します。

◇1バイアルあたりの接種可能人数は6～7人分です。(東大阪市からは7人分採取可能な針と一体型のシリンジを供給します。)

ワクチンの確保については1・2回目同様に、接種医から本市健康部 新型コロナワクチン接種事業課に依頼していただきます。なお、他市に所在する医療機関が接種医の場合、まずは接種医にワクチン確保が可能であるかをご相談ください。

### 5. 接種事務の運用について

#### (1) 予診票の確保

予診票は新型コロナウイルスワクチン接種事業課より接種券と同封にて発送を予定しています。6か月での前倒し接種を希望する場合は福祉部より予診票のみを送付します。ただし、当面、予診票の在庫には限りがあります(2,000部)ので、1・2回目の接種時期が早い『介護老人福祉施設』と『地域密着型介護老人福祉施設』を

優先とさせていただきます※2。必要部数を精査のうえ、福祉部高齢者施設等新型コロナウイルスワクチン接種支援チームまで e-mail でお申し出ください。

その他の入所施設におかれては、1月以降で予診票が納品されましたら、順次ご案内する予定ですので、接種医との調整等を先に進めてください。

(※2) 接種医が1月中に接種するワクチンをすでに確保している場合は施設の類型に関わらず別途、相談ください。

## **(2) 接種日当日の事務について**

- ①予診票に必要事項を記載のうえ、接種医の問診を受けてワクチンを接種してください。
- ②予診票に接種医等の情報を記載したうえで、ワクチンに付随するロットシールを貼付してください。
- ③接種記録書にワクチンメーカーから送付されたシールを貼付してください。(不足する場合はロットシールを代用してください。)なお、接種記録書は被接種者に交付してください。

## **(3) 接種券到達後の事務**

- ①接種券を予診票に貼付してください。
- ②接種済証の交付を希望する場合は接種日や接種場所など、必要な事項を転記して被接種者に交付してください。
- ③接種医は接種券を貼付した予診票をワクチン接種記録システム(VRS)で読み取り、請求を行ってください。

## **6. 高齢者入所施設従事者への接種について**

高齢者入所施設従事者についても、6か月を経過した以降から前倒して追加接種(3回目)を行っていただいても差し支えありません。ただし、本市に在住する従事者※3で、施設内で接種する場合のみとし、住民票所在地の自治体の設置する集団接種会場や個別接種医での接種を希望する場合は接種券等の到達後に予約ください。

(※3) 他市に在住する従事者についてはお住いの市町村にご相談いただくように案内をお願いします。

ただし、以下の場合には他市に住民票のある従事者であっても、施設内で接種いただいても差し支えありません。  
(この場合も接種済証等で2回目接種日から6か月以上経過していることを確認したうえで接種してください。)

### ① 1バイアルの単位の残余

希望する入所者へ計画的に接種を行っていく中で、バイアルにワクチンが残余した場合には、他市に住民票のある従事者に接種いただいても差し支えありません。

Ex) ファイザー社製ワクチンは1バイアル6～7人分を予定しています。接種希望者数 23 人の場合、必要なバイアル数は4瓶、バイアルでの接種可能人数は28人分(6人分では 24 人)となるため、5人分(6人分では1人)のワクチン残余が生じます。

### ② 当日キャンセル等による残余

当日、接種を予定する高齢者が体調不良等により接種が行えず、ワクチンが残余した場合には、他市に住民票のある従事者に接種いただいても差し支えありません。

## 7. 接種者数を市へ報告(市ウェブサイトのフォームにて)

高齢者施設での接種状況を把握するため、市のウェブサイトのフォームにて接種後はすみやかに報告をお願いします。

フォームは以下のリンク先となります。

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/cmsform/enquete.php?id=325>



もしくは市ウェブサイトで『高齢者施設・接種状況』で検索ください。

東大阪市福祉部 高齢者施設等新型コロナウイルスワクチン接種支援チーム

(電話) 06-4309-3005

(FAX) 06-4309-3815

e-mail [fukushi-vaccine@city.higashiosaka.lg.jp](mailto:fukushi-vaccine@city.higashiosaka.lg.jp)